

にほんごがくしゅうかい 日本語学習会のご案内

にちじ 日時 : 2月5日 (水)
19:30~21:00

Would you like to learn
Japanese with us?
Please feel free to come!

ばしよ くらよしじんけんぶんか
場所 : 倉吉市人権文化センター

ないよう にちじょうせいかつ ひつよう にほんご まな
内容 : 日常生活に必要な日本語を学ぶ

ぼしゅう
ボランティアを募集しています!

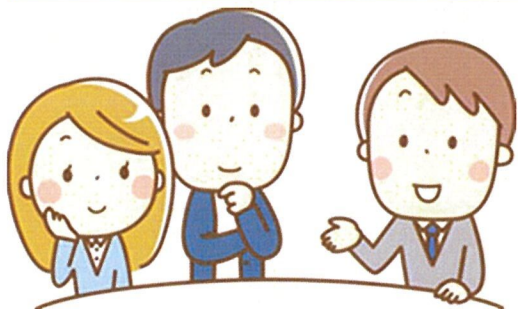


倉吉市人権文化センターでは、外国にルーツがある方が安心して日常生活を送ることが出来るように日本語学習会を開催しています。

日本語学習会では受講者の皆さんと一緒に日本語を学び、指導していただくボランティアの方を募集します。詳しくは倉吉市人権文化センターまでお問い合わせください。

申込・問合せ… 倉吉市人権文化センター (☎0858-22-4768)

◎生活の中でお困りのことはありませんか?



一人で抱え込まずに相談してみませんか?
お困りのことがあればお気軽にお越しください。
電話対応もいたします。
※ご相談いただいた内容は秘密厳守いたします。
安心してご相談ください

◎差別落書きや人権侵害に気づいたら! すぐにお知らせください!

差別発言などの人権侵害や差別落書きは許されない行為です。発見された場合は倉吉市人権政策課または最寄りの人権文化センターまでご連絡ください。

連絡先 : 倉吉市人権政策課 ☎ (0858) 22-8130

倉吉市人権文化センター ☎ (0858) 22-4768

ますな

倉吉市人権文化センターだより

2025年2月1日 発行 No.169 号

発行所 : 倉吉市人権文化センター

住所 : 倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX : 0858-22-4768

メールアドレス : jinkenbunka@ncn-k.net

人権問題講演会のご案内

令和6年度 第3回倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座

たかが搬送、されど搬送
~自分らしく生きることに寄り添って~

入場無料
事前申込不要
(インターネット配信を希望される方のみ要申込)

日時 2月11日 (火・祝) 13:30~15:00

※8月31日 (土) に予定していた講座を開催します

場所 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

講師 上野 泰葉 さん (くらよし民間救急ぬのこ 代表)

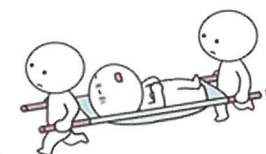
申し込み インターネット配信 (ライブ配信のみ) を希望される方

YouTube配信も行いますので、お気軽に自宅で受講できます。なお、事前申し込みが必要です。QRコードからとっとり電子申請サービスでお申し込みください。

申込締切 1月31日 (金)

※手話通訳付。場内誘導、座席の確保等について、特別な配慮をご希望の方はご相談をお願いします。

お問合せ 倉吉市人権政策課 (☎ 0858-22-8130)



玄関改修工事について

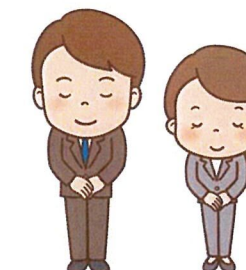
玄関改修工事のため、3月14日 (金) までの間、正面玄関からの出入りができない日があります。

ご用の際は倉吉市人権文化センター横非常口 (建物の鍛冶町公園側) からお入りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また期間中、会議室の貸出もできなくなっております。あらかじめご了承ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願いいたします。

重 要



「全国部落調査」復刻版出版事件裁判についての報告を掲載します

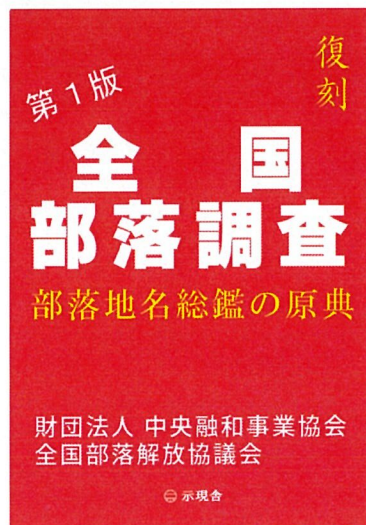
鳥取ループに鉄槌 東京高裁判決が確定

「全国部落調査」の出版及びネット上への掲載は違法行為 その1

「全国部落調査」復刻版出版事件裁判について

この裁判は、鳥取ループ・示現舎と名乗る人物らが、2009年ごろからネット上に鳥取県や大阪府、滋賀県等の被差別部落の所在地情報を公開、2016年春に全国の被差別部落の所在地情報などの一覧を部落地名総鑑の原典「全国部落調査」復刻版と題する書籍として、出版し予約販売しようとした。横浜地裁の出版差し止め処分が出されたが、その後も当該書籍の内容や「部落解放同盟関係人物一覧」と称する個人情報一覧の電子データーをインターネット上に公表した。

このような確信的差別行為を止めるために①「全国部落調査」復刻版の発行、販売の禁止と出版禁止、内容の一切の公開の禁止とネット上からの削除②「部落解放同盟関係人物一覧」のネット上からの削除③原告一人当たり110万円、総額2億7900万円の慰謝料を払えとする裁判。



「プライバシー権の侵害を認める」東京地方裁判所（地裁判決）

「全国部落調査」復刻版出版事件裁判は、東京地裁に、2016年4月に提訴し、8年にわたる裁判闘争が行われた。解放同盟関係人物一覧に掲載された者は約1000人、そのうち原告となった者は248人。多くの人々は「鳥取ループの行為は、部落を暴きさらす行為であり、絶対に許せない。しかし、自分の兄弟、親戚の中には部落出身を隠し結婚している者もあり、原告になることによって、出身がバレることになりはしないか心配だ」と不安を感じ原告にならなかった者もある。

その中で、原告248人が立ち上がり、一審では原告9人が証人尋問の証言台に立ち、鳥取ループ・示現舎の極悪非道の差別行為に鉄槌を下した。

それをふまえ、2021年9月27日に出了れた東京地裁判決（一審判決）は、①については25県に限りて出版の禁止を認める。②の一覧は、すでに被告らが削除済みだ

と認めず③原告の大半に、5500円～44000円総額約488万円の損害賠償を認める。しかし、すべてプライバシー権の侵害で判断しており、原告が求めた「差別されない権利」は認められなかった。

「差別されない権利を認める」東京高等裁判所（控訴審判決）

その後、2023年6月28日、東京高裁（控訴審）判決が出され、土田昭彦裁判長は「人生に与える影響の大きさや、ネット上を中心に部落差別の事案が増加傾向にあることなどを考えると、被差別部落があったとされる地域の出身だとわかる情報が公表されることは、差別を受けない権利の侵害にあたる」と指摘し、その上で「出身でなくてもルーツがあることで差別を受けるおそれがある」として、一審よりも出版禁止の差し止めの対象を広げて、現在、その地域に住所や本籍がある人だけでなく、過去に住所などがある人や親族がいる人についても訴えを認め、差し止めの県は1審では、25県から高裁は31県に拡大した。そして、損害賠償額も一審では約488万円だったものを増額し、合わせて552万円の支払いを命じた。

また、高裁判決は「復刻版 全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」について、その情報の公開が部落差別を助長する違法な行為であることを認め、出版の差し止め、インターネット上での情報公開の禁止、二次利用の禁止、損害賠償の全てを認めた。

原告や弁護団は、「差別されない権利を裁判所が憲法13条と14条を根拠に裁判ではじめて認めたのは、画期的な判決であり、この決定が判例として他の差別問題の解決にも利用できる」と高く評価した。今回の判決は、原告・弁護団、そしてそれを支える支援者の努力、我々は何があらうと決して差別を認めない、差別との闘いが勝利につながったのである。

原告・弁護団は、差し止めが認められない県が10県あることを踏まえ上告審（最高裁）に提訴。

今回の高裁判決が実質の確定判決となり、最高裁はこの決定を維持すると思われる。この勝利を「差別禁止法」や「人権侵害救済法」の制定、「部落差別解消推進法」の差別禁止規定や罰則規定を盛り込んだ強化改正につなげていこう。そして、「部落探訪」の削除に向けた第2弾裁判闘争に弾みをつけよう。

「上告棄却・高裁判決を追認」最高裁判所（上告審判決）

最高裁第三小法廷（平木正洋裁判長）は、「全国部落調査」の出版の差し止めなどを求めた裁判で、2024年12月4日付で原告側（部落解放同盟）と出版社側（鳥取ループ）双方の上告を退ける上告棄却決定を行った。これにより、31都府県分の内容の出版禁止や合計552万円の賠償などを命じた二審・東京高裁判決が確定した。（この続きは、3月号へ）

文責：「全国部落調査」復刻版出版事件裁判原告 下吉真二

